

改正	昭和31年4月本達甲第1号	昭和32年4月本達甲第1号
	昭和38年6月本達甲第1号	昭和39年5月本達甲第3号
	昭和39年12月本達甲第5号	昭和40年4月本達甲第4号
	昭和43年3月本達甲第1号	昭和46年4月本達甲第4号
	昭和47年5月本達甲第3号	昭和49年11月本達甲第8号
	昭和50年4月本達甲第5号	昭和51年4月本達甲第4号
	昭和52年4月本達甲第1号	昭和54年3月本達甲第4号
	昭和55年3月本達甲第2号	昭和61年4月本達甲第7号
	平成元年4月本達甲第1号	平成4年3月本達甲第3号
	平成13年6月本達甲第1号	平成13年10月本達甲第4号
	平成14年3月本達甲第3号	平成15年3月本達甲第2号
	平成16年7月本達甲第2号	

日本赤十字社定款を別冊のとおり改正する。

(別冊)

日本赤十字社定款

目次

- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 社員(第11条—第18条)
- 第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与(第19条—第21条)
- 第4章 役員、理事会等(第22条—第34条の2)
- 第5章 代議員及び代議員会(第35条—第46条)
- 第6章 業務及びその執行(第47条—第53条)
- 第7章 資産及び会計(第54条—第60条)
- 第8章 支部(第61条—第77条)

附則

第1章 総則

第1条 本社は、日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に基いて設立された法人とする。

第2条 本社は、日本赤十字社と称する。

第3条 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第4条 本社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努める。

第5条 本社は、赤十字の基本的原則に従いその自主性を堅持して運営する。

第6条 本社の標章は、白地赤十字とする。

第7条 本社は、主たる事務所を東京都港区芝大門一丁目1番3号に置く。

第8条 本社の公告は、社長の指定する本社発行の定期刊行物によって行うほか、官報に掲載して行う。

第9条 この定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けて行う。

第10条 本社は、法律によるのでなければ解散しない。

第2章 社員

第11条 本社は、社員をもって組織する。

第12条 何人も、社員となるにつき、及び社員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。

第13条 社員として加入しようとする者は、別に定める規則に従って、その申込をしなければならない。

2 本社の業務に功労のあった者は、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、社員とすることができる。

第14条 社員は、何時でも脱退することができる。

2 社員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- (1) 死亡(法人の場合にあっては、解散)
- (2) 社費の未納額が、毎年納めるべき額の3倍に達したこと。
- (3) 除名

3 除名は、次の各号の一に該当する社員につき、代議員会の議決によってこれを行うことができる。この場合においては、その代議員会の会日から7日前までに、その社員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本社の名誉をき損した社員
- (2) 本社の信用をき損し、又は本社の業務を妨げる行為をした社員

4 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもってその社員に対抗することができない。

第15条 社員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 日本赤十字社法及びこの定款の定めるところにより、本社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。
- (2) 毎事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を受けること。
- (3) 本社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2 法人が社員となった場合は、前項に規定する社員の権利(役員に選出される権利を除く。)は、その法人を代表する役員が行う。

3 第1項第2号の報告は、公告をもって、代えることができる。

第16条 社員は、社費として年額500円以上を納めるものとする。

2 第13条第2項の規定により社員となった者は、前項の規定にかかわらず、社費を納めないことができる。

3 社員に対しては、別に定める規則により、社員章を交付する。

第17条 多額の社費を納めた社員又は本社の業務について特別の功労のあった社員に対しては別に定める規則により、特別社員の称号をおくる。

2 本社に重要な関係があると認められる社員に対しては、理事会の議決を経て、名誉社員の称号をおくり、別に定める規則により、名誉社員章を交付する。

第18条 社員又はその他の者であって本社の業務について著しい功労のあった者に対しては、別に定める規則により、有功章をおくる。

2 前項の規定により有功章をおくられた社員は、第16条第1項の規定にかかわらず、社費を納めないことができる。

第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与

第19条 本社は、皇后陛下を名誉総裁に奉戴する。

第20条 本社は、皇族を名誉副総裁に推戴する。

第21条 本社に、顧問及び参与を置き、社長が委嘱する。

2 顧問及び参与は、本社の重要な業務につき、社長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第4章 役員、理事会等

第22条 本社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事61人及び監事3人を置く。

第23条 社長は、本社を代表し、その業務を総理する。

2 副社長は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長及び副社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長及び副社長とともに事故があるときはその職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本社の業務を監査する。

第24条 社長、副社長及び監事は、社員の中から、代議員会において、選出する。

2 理事のうち、47人は、各支部1人の割をもって代議員の中から、14人は、本社の業務に関し特に関係のある者であって社員であるものの中から、代議員会において、選出する。

第25条 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1カ月以内にこれを補充しなければならない。

第26条 役員任期は、3年とする。

2 代議員の中から選出された理事は、代議員でなくなっても、前項の任期中、なおその職にあるものとする。

第27条 役員は、他の役員又は有給職員と兼ねてはならない。

第28条 役員は、名誉職とする。

2 常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

第29条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任を議決することができる。

2 前項の場合においては、その会日から7日前までに、その役員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

第30条 日本赤十字社法第38条(解任勧告)の規定に基き、厚生労働大臣より本社の役員についてその解任の勧告があった場合には、すみやかに代議員会の議に付さなければならない。

第31条 社長、副社長及び理事をもって理事会を構成し、理事会は、本社の重要な業務の執行について審議する。

2 理事会は、社長が招集し、社長がその議長となる。

3 理事会は、理事会を構成する役員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会に出席しない者でも、文書をもって他の出席した理事会を構成する役員に委任したときは、前項の適用については、出席とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 左に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。但し、定例に属する事項は、この限りでない。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 1件につき金額1億円以上の借入金(短期借入金を除く。)
- (4) 1件につき金額5,000万円以上の不動産の処分
- (5) 重要な契約又は協約
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第33条 理事会に、常任理事会を置き、理事会において委任した事項について審議する。

- 2 常任理事会は、社長、副社長及び理事13人以内をもって構成する。
- 3 常任理事会の理事は、理事の互選とする。
- 4 常任理事会の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。
- 5 理事会は、第1項の規定により常任理事会に委任した事項については、常任理事会の議決をもって理事会の議決とすることができる。

第34条 この定款に規定する事項のほか、理事会及び常任理事会の運営に関する事項は、理事会で定める。

第34条の2 多年社長の職にあつて、本社の事業について、著しい功労のあつた者に対しては、代議員会の議決を経て、名誉社長の称号をおくることができる。

第5章 代議員及び代議員会

第35条 本社に代議員会を置く。

- 2 代議員の定数は、223人とする。
- 3 代議員会は、社員の中から選出された代議員をもって組織する。

第36条 代議員は、各支部の評議員会において選出する。

- 2 各支部の評議員会において選出すべき代議員の数は、別表第1のとおりとする。

第37条 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算
- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 名誉副総裁の推戴
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第38条 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条 代議員は、有給職員と兼ねてはならない。

第40条 代議員は名誉職とする。

第41条 代議員会は、少くとも毎年1回社長が招集し、社長がその議長となる。

- 2 監事又は代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあつたときは、30日以内に代議員会を招集しなければならない。

第42条 代議員会を招集するときは、会日の少くとも5日前に会議の目的たる事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合に際し代議員会を招集する場合には、この限りでない。

第43条 代議員会は、代議員 2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 代議員会に出席しない者でも、文書をもって、議案に対して賛否の意見を提出し、又は文書をもって他の出席した代議員に委任したときは、前項及び第45条の規定の適用については、出席とみなす。

3 第29条又は第30条の規定による議決をなす場合には、前項の規定は、適用しない。

第44条 同一議案につき再度代議員会を招集した場合又は緊急の場合に際し代議員会を招集した場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、会議を開くことができる。

第45条 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第46条 社長は、特別の事情があるときは、代議員会を招集しないで、代議員に議案を送付し、文書をもって賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

第6章 業務及びその執行

第47条 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。
 - (2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
 - (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。
 - (4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務。
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第48条 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

- (1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。
- (2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。
- (3) 病院及び診療所を経営すること。
- (4) 血液センターの経営その他血液事業の普及発達を図ること。
- (5) 救急法、水上安全法その他の安全事業を普及し、その指導を行うこと。
- (6) 家庭看護法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。
- (7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。
- (8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を経営すること。
- (9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を経営すること。

- (10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。
- (11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。
- (12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

第49条 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務(以下「救護業務」という。)に従事させるために必要な者(以下「救護員」という。)を常時確保する。

- 2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。
- 3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第50条 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。

- 2 前項の養成は、別に定める規則により、学資その他を負担して本社の目的、特に本社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

第51条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事した場合においては、別に定める規則により、その実費を弁償する。

第52条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法(昭和22年法律第118号)第24条(従事命令)の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、別に定める規則により扶助金を支給する。

第53条 本社は、その業務を執行するため、必要な職員を置く。

- 2 職員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第7章 資産及び会計

第54条 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第55条 本社の資産は、左に掲げるものより成る。

- (1) 本社の所有する動産及び不動産
- (2) 社費、事業収入及び寄附金品
- (3) 委託収入及び補助金
- (4) 資産より生ずる収入
- (5) その他の収入

第56条 本社の会計を分って一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、本社が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、設置するものとする。

第57条 歳入歳出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

第58条 本社の、非常の場合に処するため、特別準備基金を設置する。

- 2 特別準備基金は、他の資産と区別して管理し、第47条第1項第1号及び第2号に

掲げる業務のために要する経費に充てる場合を除いて、これを運用し、費消し、又は流用してはならない。

第59条 本社は、代議員会の議決を経て、特別の用途に充てるため資金を積み立てることができる。

第60条 資産の管理、処分その他については、別に規則をもって定める。

第8章 支部

第61条 本社は、都道府県の区域に支部を置き、その都道府県名を冠称する。

2 支部の下部機関として、福祉事務所(市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。)の所管区域並びに市(地区本部を置く市を除く。)及び都又は市の区(以下「区」という。)の区域に地区を、町村の区域に分区を置き、それぞれその地方名を冠称する。但し、特別の事情があるときは、本文の区域によらないで別に区域を定めて地区を置き、又は市(地区本部を置く市を除く。)若しくは区の区域につき区域を分けて、その区域ごとに分区を置くことができる。

3 政令指定都市(地方自治法第252条の19に規定する指定都市をいう。)に、前項の規定による地区を総轄するため、地区本部を置き、その市名を冠称する。

第62条 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び監査委員3人以内を置く。

2 支部長は、支部の業務を管理する。

3 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行し、支部長が欠員のときはその職務を行う。

4 監査委員は、支部及びその下部機関における業務の管理、執行及び会計を監査する。

第63条 支部に、支部顧問及び支部参与を置くことができる。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第64条 支部長、副支部長及び監査委員は、支部の区域内における社員の中から評議員会において選出した者につき、社長が委嘱する。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の推薦により社長が委嘱する。

第65条 監査委員は、支部長、副支部長又は有給職員と兼ねてはならない。

第66条 支部に、支部の業務につき協賛を求めるため、協賛委員を置き、支部長が委嘱する。

第67条 地区本部に、地区本部長1人及び副地区本部長2人以内を置く。

2 地区に、地区長1人及び副地区長2人以内を置く。

3 分区に、分区長1人及び副分区長2人以内を置く。

第68条 地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長及び副分区長は、各当該区域内における社員の中から、支部長の推薦により、社長が委嘱する。

- 2 地区本部長、地区長及び分区長は、各当該区域内における業務を掌る。
- 3 副地区本部長、副地区長及び副分区長は、それぞれ地区本部長、地区長又は分区長の定めるところにより、地区本部長、地区長又は分区長を補佐し、地区本部長、地区長又は分区長に事故があるときはその職務を代行し、その欠員のときはその職務を行う。

第69条 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、3年とする。

第70条 支部に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、支部の区域内における社員(法人が社員となった場合は、その法人を代表する役員)の中から選出された評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、支部長が必要があると認めた場合に招集し、支部長がその議長となる。

第71条 評議員会は、支部の重要な業務について、審議し、又は支部長の諮問に答えるほか、代議員、支部長、副支部長及び監査委員の選出にあたる。

第72条 評議員の定数は、別表第2のとおりとする。但し、支部の事情により社長において特に必要があると認めたときは、定数を増加することができる。

第73条 評議員は、各地区の区域において、選出する。但し、必要がある場合は、評議員の定数の5分の1をこえない評議員につき、地区の区域によらないで、支部の業務に関係のある者であつて社員であるものの中から、支部長が選出することができる。

- 2 各地区の区域において選出すべき評議員の数及び前項但書の規定により選出すべき評議員の数は、支部長が定める。
- 3 前2項の規定により選出すべき評議員の数は、一般選出を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第74条 各地区の区域において選出すべき評議員の選出は、市若しくは区の地区又は各分区における社員の中からその都度選出された評議員推薦委員によって行う。

- 2 評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

第75条 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第76条 支部長、副支部長、監査委員、支部顧問、支部参与、地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長、副分区長及び評議員並びに協賛委員は、名誉職とする。

第77条 この定款で定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

附 則(昭和27年10月本達甲第3号)

- 1 この定款は、認可の日から施行する。但し、この定款施行の際現に存する日本赤十字社(以下「旧法人」という。)の定款は、旧法人が日本赤十字社法による日本赤十字社(以下「新法人」という。)となるまでの間、旧法人に関しなおその効力を有するものとする。
- 2 組織変更の際に選出すべき評議員の選出に関する第8章の規定の適用については、同章中支部、地区、分区、社長及び支部長とあるのは、それぞれ旧法人の支部、委員部、分区、社長及び支部長と読み替えるものとする。
- 3 組織変更の際における第74条第1項の規定による評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、同条第2項の規定にかかわらず、旧法人の社長が定める。
- 4 旧法人の正社員、終身正社員、特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第13条第1項の規定による社員とする。但し、終身正社員、特別社員又は名誉社員であった者は、第16条第1項の規定による社費を納めないことができる。
- 5 旧法人の特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第17条の規定による特別社員又は名誉社員の称号をおくったものとする。
- 6 旧法人の業務運営上の諸規程は、この定款に抵触するものを除き、新法人の業務運営上の諸規程が施行されるまでの間、それぞれ有効とする。

附 則(平成13年10月本達甲第4号)

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月本達甲第3号)

この変更は、平成14年3月27日から施行し、変更後の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則(平成15年3月本達甲第2号)

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月本達甲第2号)

この変更は、平成16年10月1日から施行する。

別表第1

北海道支部	11人	青森県支部	3人	岩手県支部	4人
宮城県支部	4人	秋田県支部	4人	山形県支部	4人
福島県支部	6人	茨城県支部	6人	栃木県支部	5人
群馬県支部	5人	埼玉県支部	6人	千葉県支部	6人
東京都支部	13人	神奈川県支部	6人	新潟県支部	7人
富山県支部	3人	石川県支部	3人	福井県支部	2人
山梨県支部	2人	長野県支部	6人	岐阜県支部	4人
静岡県支部	7人	愛知県支部	9人	三重県支部	4人
滋賀県支部	2人	京都府支部	5人	大阪府支部	9人
兵庫県支部	9人	奈良県支部	2人	和歌山県支部	3人
鳥取県支部	2人	島根県支部	2人	岡山県支部	5人

広島県支部	6人	山口県支部	4人	徳島県支部	2人
香川県支部	3人	愛媛県支部	4人	高知県支部	2人
福岡県支部	9人	佐賀県支部	2人	長崎県支部	4人
熊本県支部	5人	大分県支部	3人	宮崎県支部	3人
鹿児島県支部	5人	沖縄県支部	2人		

別表第2

北海道支部	45人	青森県支部	25人	岩手県支部	25人
宮城県支部	25人	秋田県支部	25人	山形県支部	25人
福島県支部	30人	茨城県支部	30人	栃木県支部	25人
群馬県支部	25人	埼玉県支部	30人	千葉県支部	30人
東京都支部	60人	神奈川県支部	35人	新潟県支部	30人
富山県支部	25人	石川県支部	20人	福井県支部	20人
山梨県支部	20人	長野県支部	30人	岐阜県支部	25人
静岡県支部	35人	愛知県支部	40人	三重県支部	25人
滋賀県支部	20人	京都府支部	30人	大阪府支部	45人
兵庫県支部	40人	奈良県支部	20人	和歌山県支部	20人
鳥取県支部	20人	島根県支部	20人	岡山県支部	25人
広島県支部	30人	山口県支部	25人	徳島県支部	20人
香川県支部	20人	愛媛県支部	25人	高知県支部	20人
福岡県支部	40人	佐賀県支部	20人	長崎県支部	25人
熊本県支部	30人	大分県支部	25人	宮崎県支部	25人
鹿児島県支部	30人	沖縄県支部	20人		